⑷　次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下、「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに当該工事に配置できること。

なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、平成27年12月１日（火）を予定している。

①　主任技術者については、次のアからエのいずれかに該当する者であること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第１項の規定による技術検定のうち、１級電気工事施工管理技士に関する検定種目に合格した者

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

ウ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項の規定による第１種電気主任技術者免状、第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第７項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し５年以上実務の経験を有する者

エ　ア～ウと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者については、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成12年度以降に次に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・ＥＴＣ中央装置を据付け及び調整する工事

なお、上記工事の経験は、平成12年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑺　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、当社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けている者でないこと。

⑻　本工事と同一工種の当社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑼　当社発注工事において、工事成績の平均が平成25年度及び平成26年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

⑽　機器の故障・システム障害時における保守技術支援体制が確立されていていること。

3　技術提案等に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成に当っては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。また、工事費内訳書の作成に当っては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査　本工事は、１次審査及び２次審査の２段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。

１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける技術提案者を選定する。

２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出する。

⑶　工事費内訳書等の総額及び入札価格　詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

4　落札方式に関する事項

⑴　２次審査を受ける技術提案者の選定

①　総合評価の方法　２次審査を受ける技術提案者の選定方式は、１次最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑴③に応じた最大30点の加算点を加えて、工事費内訳書の総額で除した数値（以下「１次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。なお、全ての評価項目に記載がない場合又は記述内容が不適切等、最低限の要件を満足しない場合は２次審査を受ける技術提案者には選定されない。また、この場合、１次審査の加算点の評価は行わない。

②　選定方式

ア　３⑵により技術提案者から提出された１次最終技術提案書及び工事費内訳書の総額から４⑴①によって得られた１次評価値の高い順に上位３者を２次審査を受ける技術提案者とする。なお、選定された技術提案者が辞退した場合、又は技術提案者が２次審査段階で、２次審査を辞退した場合は、１次評価値が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を２次審査を受ける技術提案者として追加選定する場合がある。

イ　アにおいて、１次評価値が３番目となる者が２者以上あるときは、その中で最も工事費内訳書の金額が低い者を２次審査を受ける技術提案者とする。工事費内訳書の金額も同じ場合には、くじ引きにより２次審査を受ける技術提案者を決定する。

③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は以下のとおりである。

ア　中央装置構築に関する事項

イ　品質・出来形管理に関する事項

ウ　現場施工、安全管理に関する事項

エ　保守に関する事項

⑵　落札者の選定

①　総合評価の方法　落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑵③に応じた最大30点の加算点を加えて、入札価格で除した数値（以下「２次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

②　選定方式

ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から４⑵①によって得られた２次評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、２次評価値が最も高い者を落札者とする。

イ　アにおいて、２次評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は４⑴③ア～エと同じとする。

5　入札手続等

⑴　担当部局　首都高速道路株式会社　西東京管理局　総務・経理課　〒102―0093 東京都千代田区平河町二丁目16番３号　電話03―3264―8394（ダイヤルイン）

⑵　「入札説明書」等の交付

①　交付期間　平成27年４月13日（月）から平成27年５月22日（金）16時まで

②　「入札説明書」等（入札説明書、工事請負契約書（案）、工事請負現場説明書、金額を記載しない設計書、設計図面、特記仕様書、工事計画概要書）は下記サイトより競争参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ－Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記５⑴の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）（http://www.shutoko.co.jp/business/bid/）